

令和6年度第2回小牧市都市景観審議会議事録

1 開催日時

令和6年10月7日（月）10時00分から11時05分

2 開催場所

小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

3 出席委員（名簿順）

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
石田知早人	小牧市議会副議長
松浦 孝憲	小牧商工会議所
中嶋 隆	小牧市文化財保護審議会
倉知日出美	小牧市女性の会
笹原 浩史	小牧市市長公室長

4 欠席委員

高原 元助	愛知県建築士会春日井支部
大野 公大	小牧青年会議所
八木 裕介	一般社団法人 小牧市観光協会

5 事務局

鵜飼 達市	小牧市都市政策部長
舟橋 朋昭	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山由希子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任
野田 茜音	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師

6 傍聴者

3名

7 会議内容

1 議題

(1) 小牧市景観計画について

(2) 小牧市景観条例について

2 その他

【事務局（馬庭係長）】

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、小牧市都市景観審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

まず初めに、前回の会議から委員の交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

木村哲也委員が辞任され、新たに石田知早人委員にご就任いただいております。

なお、そのほかの委員及び事務局職員の紹介につきましては、小牧市都市景観審議会委員名簿及び事務局名簿をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより令和6年度第2回小牧市都市景観審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は7名であります。したがって、小牧市都市景観条例施行規則第13条第2項により本会議は成立をいたしております。

また、小牧市都市景観審議会運営規程第5条第1項により、本日の会議は公開とさせていただきます。

次に、会議の開催に当たり、事務局を代表して都市政策部長の鶴飼より挨拶を申し上げます。

【事務局（鶴飼部長）】

おはようございます。都市政策部長の鶴飼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙の中、また足元の悪い中、本審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃より、景観行政にとどまらず、市政各般にわたりご理解とご協力を賜っておりますこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の審議会でございますが、議題といたしまして、景観計画、及び、景観条例の2議案とさせていただきます。

景観計画につきましては、昨年度から本審議会におきましてもご議論いただいて策定を進めてまいりましたけれども、いよいよ大詰めの段階となりまして、本日は計画案全般に関して、また、来月11月にこの計画案がパブリックコメント（案）とのことでパブリックコメントをさせていただきたいと考えております。続いて、条例でございますが、条例につきましては、来年度以降この計画を推進していくに当たりまして必要な条例ということで、ご審議をお願いしたいと思います。

これまでどおり活発なご議論をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、瀬口会長よりご挨拶をいただきます。

【瀬口会長】

おはようございます。

土日に古い資料を読んでおりました、ちょっと目が悪くなったからしっかり読めなかったんですけど、昭和初期の愛知県の都市計画課の方が出している雑誌があるんですよね、都市計画課が都市計画を推進するために。その中にいろいろ書いてあって、1つは、ごみごみした町に住んでいるのときれいな町に住んでいるの、どっちがいいですかと。そんなものは考えなくても分かってるでしょって、そういうことを書いているんですね。だから、昭和の初めですから100年近い前。

それからもう1つは、水面の重要さを言っていました。やっぱり水面っていうものが人々の生活にとって非常に心を和ませるものだし、必要だと。当時からですね、水面を埋め立てて何か活用しようということをやっていると。そろそろやめたほうがいいんじゃないかって書いてあるんですよ。実際には都市計画は道路とか公園とかをつくっていくほうになるんですけど、法律的には。やっぱり当時から、その中で町をきれいにしていくということが関係者の、普通の人にとっても同じだと思うんですけど、意識されていたということがよく分かります。

今部長さんから話がありましたように、小牧市もようやくこの景観計画を皆さんのご意見でまとめてきて、パブコメになる直前まで来ました。条例がこれに対応してできるとすると、皆さんの市民の意識の反映だと私は考えていますけれども、反映された計画ができるのかなと思っています。

本日も活発なご意見をお願いしたいと思います。

簡単ですが、挨拶にさせていただきます。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前にデータ及び紙資料の送付をさせていただいておりますが、議事日程の下段に記載のとおり、「資料1 景観計画の修正箇所」、「資料2 小牧市景観計画概要版」、「資料3 小牧市景観計画（案）」、「資料4 小牧市景観条例の概要」、「参考資料1 小牧市都市景観審議会委員名簿及び事務局名簿」、「参考資料2 色彩（マンセル値）資料」、「参考資料3 小牧市景観条例（案）」となっております。

不足している資料等ございましたら、お申しつけいただければと思います。

よろしいでしょうか。

ご確認ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、瀬口会長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

それでは、議事日程に沿って議事を進行させていただきます。

初めに、日程1の議事録署名者の選任でございます。

小牧市都市景観審議会運営規程第7条第1項に基づき、私からご指名させていただきたいと思います。

本日の議事録署名者に、笹原浩史委員さん、萩原聡央委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、日程2、議題でございます。

議題（１）小牧市景観計画について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

それでは、議題（１）小牧市景観計画について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

第１回目の審議会におきましては、小牧市景観計画の素案をお示ししまして、計画の内容について説明をさせていただきました。また、計画を運用するために景観法に基づき定める条例として必要な条例を定める必要があるため、小牧市景観条例（案）についても参考資料として提示させていただきました。

本日は、第１回目の審議会にいただいた意見を基に修正を加えましたので、前回から変更した点について説明をさせていただきます。

資料１をお願いいたします。

景観計画の修正箇所をまとめております。前回の審議会にていただいた意見を踏まえ、修正箇所を整理しております。

まず、１点目として、河川軸の修正でございます。

景観計画第４章では、良好な景観形成の取組方針を、地域、軸、エリアの特徴ある区域ごとに課題を整理しております。その中の河川軸について、１級河川や用水などを色分けにして表現し、記載しております。

資料の右側をお願いいたします。

２点目といたしまして、歴史・文化的資源分布図の追加であります。

１点目と同じく、第４章内に先ほど説明いたしました河川軸を含む４つの地域、４つの軸、２つのエリアを地図上に示した「景観区域図」がございます。地区別の図を作成し、景観要素などを特出してもらえるとういことのご意見がございましたので、小牧市を中南部地域、西部地域、北部地域、東部地域の４つに分け、地域ごとの歴史・文化的資源分布図を追加しております。

資料の２ページをお願いいたします。

３点目といたしまして、やすらぎみちの基準の修正であります。

行為の制限に関する事項内にて、景観重点地区内行為では緑化の基準が定められていないことのご意見がございましたので、工作物内の駐車場や機械設備、土地の区画形質の変更を行う場合には可能な限り緑化に努めることを追記しております。また、建築物と工作物において新たに色彩の基準を設けております。

ここで、色彩の基準について説明させていただきます。参考資料２をお願いいたします。

まず、色の色味や鮮やかさ、明るさを示す数値としてマンセル値がございます。色相、明度、彩度という３つの要素の組み合わせによって１つの色彩を表現しております。色相とは、赤や緑といった色合いを表します。明度とは、色の明るさを表し、彩度とは、色の鮮やかさの度合いを表します。彩度が高くなれば鮮やかに、低ければ濁った色になります。今回の基準では、彩度に制限を設けております。

景観重点地区における色彩基準として、建築物、工作物ともに赤色及び橙の色相は彩度を６以下、黄色の色相は彩度を４以下、その他の色相は彩度を２以下としております。また、アクセントカラーの使用に際しては、１つの壁面全体に対する見付面積の２０％以内としております。こちらの数値を決めるに当たりましては、他市町村の事例を参考に、おおむね同様の数値基準となっております。

資料２ページの右側をお願いいたします。

４点目といたしまして、小牧市無電柱化推進計画の追加になります。

やすらぎみちでは電柱の地中化などの取組をしており、小牧市で実施した取組として、無電柱化につ

いて、第9章計画の推進内に記載しております。

前回の都市景観審議会の意見を受けての変更点は以上となります。

続きまして、資料2、小牧市景観計画概要版（案）をお願いいたします。

1ページ及び2ページには、景観計画の基本理念やテーマ、本市の景観資源についてまとめております。3ページには、良好な景観の形成に関する方針、4ページには、行為の制限に関する事項、5ページには、今回の計画で新たに追加された景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項や、本市独自の屋外広告物条例の制定の推進についてまとめております。6ページには、計画の推進として、市民・事業者・行政において、それぞれの役割を示しております。

こちらの概要版も、11月に実施予定でありますパブリックコメントの際に併せて公表する予定としております。

以上、簡単ではございますが、議題（1）小牧市景観計画についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いします。

【瀬口会長】

今説明をいただきました。前回のご意見に従いまして修正箇所等について説明をいただきました。

ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

お願いします。

【中嶋委員】

河川軸に関していろいろ修正していただきまして、ありがとうございます。分かりやすくなったと思いますし、歴史性も認識しやすくなったんじゃないかと思います。

それで、この資料3についても併せてお話ししてよろしいんですか。いいですか。

景観計画のですね、その辺を加味して、10ページのところで河川に関する表現を変えていただきまして、ありがとうございます。これでいいのかなと思います。

ただですね、それと同じ表現が19ページに出てきますね、市の景観特性。前の変わった部分がここに反映されていけませんので、これは直していただかないといけないのかなと思います。

19ページの景観形成上の問題・課題で、緑色の上のところですね、市の景観特性というのがあります。東部丘陵から西へと流れる大山川をはじめという文章があるんです。これは、前が変わりましたので、それに合わせていけないだろうということを思います。

それが1つです。

【事務局（丹羽課長）】

併せて修正をかけていきたいと思います。

【瀬口会長】

ほかにはどうでしょうか。

前回、河川のことについて随分ご意見を皆さんからいただいて、修正をしていただいています。

土日に古い資料を見たっていうのは、新木津用水のことが何か書いていないかなと思って読んだんです。当時の県知事が、この小牧から名古屋の堀川まで船の舟運をしようということで、新木津用水の拡幅っていうのかな、に取りかかったという記事がありましてね。名古屋のほうは黒川という。黒川（治

愿)さんという人が土木技師の担当者なんです。どっかに碑(春日井市や高山市など)があると思います。ですから、新木津用水は、農業用水だけじゃなくて、舟運にも当時意識をして、計画された河川だということだそうです。

調べていただいて、いろいろありがとうございました。

ほかにはどうでしょうか。皆さんお願いいたします。

【中嶋委員】

もう1つちょっと気になったのは、今回、地区別のいろいろな、歴史・文化的資源分布図というのを加えていただきまして。これでまた非常に細かいところまで分かるのでいいなと思っていたんですけど、東部地域のところですね、斜面緑地という。私はちょっと、景観のことはあまりよく分からないので、聞き慣れない言葉だなと思って見ていたんですけども。

その中でですね、東北部の丘陵が斜面緑地だというのはよく分かるんですが、市民四季の森の東側で今工事が行われていますよね。ハイウェイオアシスですかね、スマートインターチェンジですかね。で、市民四季の森まで行くと、その東の山ははげ山なんですね、完璧に。

どうなんだろう、これはおかしくないだろうかって思って、ちょっとグーグルマップで上から見たやつを見てみたら、やっぱりちょっとこんなのが、はげ山なんです完全に。これで斜面緑地はまずくないかなと。位置を変えなきゃいけないんじゃないかなと。

そうすると、高速道路の南側もですね、結構これだと、有限トライスコーポレーションという名前が書いてあって、結構開発が入っているようなんですよね。ですから、私、ここの斜面緑地ちょっとまずくないかなと。地図を再検討していただいて、範囲を再検討していただいたほうがいいかなということをおもいました。

ついでにですね、もしそうであるなら、一番最初の計画図みたいなやつ、景観区域図ですね。例えば45ページの景観区域図、これのスマートインター周辺が東部丘陵地区ということで緑になっているんですけど、この緑の範囲を修正したほうがいいんじゃないかというようなことをおもいました。

【事務局(丹羽課長)】

そうですね。斜面緑地の範囲とか、この記載及び範囲については一度確認をしたいと思います。

【瀬口会長】

確認の上、必要があれば訂正するということですね。

【事務局(丹羽課長)】

はい。

【瀬口会長】

斜面緑地は、景観上ですね、緑というものを考えたときに、目に見える範囲が重要だと考えているので、斜面というのは立ち上がっているんで緑がよく見えるんじゃないかと。そうすると、そういう緑地をなくすというのは、やっぱり景観上意識がされるという場所なので、大切にしたらどうかという考え方です。

ある市なんかは、急傾斜地で災害が起こる可能性があるということで、指定してあると思います。防

災上の意味もあるし、景観上の意味があるということで対応している行政もあります。

ここは景観が中心ですので、そういう斜面緑地を少し意識したらどうかということで、開発をここで止めようとかいう計画ではないと思いますけど、それはまた別のところで議論して、景観上それを大切にしていこうという考えだというふうに聞いております。

ほかにはどうでしょうか。

お願いいたします。

【萩原委員】

1つだけちょっと確認させてほしいんですけど。

資料2の小牧市景観計画概要版の6ページを見てみると、この6ページの取組（案）のところに「景観団体の認定」という記載が、右下の身近な景観を守り、継承する取組として、景観団体の認定など記載されております。こちらについては、後ほど議論する参考資料3の条例の中でもこの景観団体の認定については書いてあります。

この身近な景観を守り、継承する取組として景観団体を認定するということは分かるんですけど、実際にこの景観団体そのものが、例えば地域における景観形成に有効と認められる活動を行っているとか。その景観団体そのものがですね、もしこの小牧市の都市景観に関わる活動を行うとするならば、上の市民とか事業者とか行政と同じように何らかの活動をしていくような気がしていて、今のところ、この景観の推進に関し、上の図を見ると、市民・事業者・行政とあります。恐らくこの景観団体そのものは事業者が担ったり市民が担ったりするんでしょうけれど、上のところにも景観団体っていう、恐らく役割としては重要な役割、位置づけになってくるかもしれないと考えて、そうすると、ここに何らかの形で記載できないのかなという印象を受けました。意見です。

これに関しては、資料3の計画の63ページ、ここのこの図を恐らく概要版のところに載せたと思うんですけど、景観団体が今後認定され、そして景観団体の活動の役割あるいは重要性が今後大きくなってくるとするならば、やはり何らかの形で、市民に見える形で記載しておくのがいいのかというふうに感じました。

以上です。

【事務局（丹羽課長）】

今、委員の方からご意見ありました景観団体の位置づけと、市民や事業者、行政との関わりという形ですが、関わり関係図等含めて少し検討させていただきたいと思います。

【瀬口会長】

ほかにはどうでしょうか。

せっかくですから、指名させていただいて。

松浦委員さん、どうでしょうか。

【松浦委員】

私、前回、所用で参加できていなくて、前回出た話とかぶるかもしれませんが。

いろいろ規制をかけようとしているのは、重点地域においてより規制をかけようとしているわけでしょうか。色とか色合いとかそういったものに関して。

【事務局（丹羽課長）】

制限に関する事項といたしましては、市内全域でいきますと地区別の建物の規模などによって届出制度などが違ってくるというのがまず1つ。

もう1つが、景観重点区域の中で新たに今回色彩の基準を設けているということで、市内全域に関する事項もございますし、大きくは色彩ですね、景観重点地区の中における色彩に関する制限というのが一番大きな形になってくると思います。

【松浦委員】

ありがとうございます。

そういう中で、特に住宅に関しては、この色彩、彩度に関してはですね、恐らくそんなに飛び越えた計画というのはなかなか少ないかと思うので、あんまり心配はしていないんですけど、店舗等の関係が主に対象になってくるのかなというふうには感じました。

感想だけで申し訳ないですけど。

【瀬口会長】

住宅でもね、漫画家の人が赤白の縞々の家をつくって裁判になったことがあるんです。これはつくったほうが勝ったんですけど、その勝った理由が、裁判官というのはそういうもので、事の是非を問うているわけじゃなくて、その地域で従来から景観をみんなで守ろうとしていたかどうかということが争点になったみたいです。変な建築を、真っ赤な建築ができた、黄色い建築や住宅ができたといつてとどめられるかということ、裁判ではとどめられないという判決が出ているんですね。

そうすると、地域で皆さんが合意して派手な住宅はやめましょうということになっていけば、それなりにとどめうる余地が出てくるんじゃないか。地域の人たちの考え方に依存するところが大きいんですね。

商店街についても同じで、商店街とか商業地域の方が相談してね、派手なほうがいいのか、落ち着いたほうがいいのかという。だから、地域の人たちが、商業地域だからここはもう派手でいいと、ラスベガスみたいに。そのほうが、心が躍っていいということであれば、そういう地域を小牧市の中で皆さんの合意でつくればいいと思う。

勝手にやられると困るなということはどうしたいかというので、少しでもルールをつくって、皆さんが合意できる範囲でつくったらどうかなというところに来ていると思うので。ちょっと行き過ぎがあれば言っていただくし、もっといけっていうんだったら言っていただくというのでいいんじゃないかと思います。だから、パブリックコメントにそういう声の場合によっては出てきますね。

ありがとうございます。

それでは、倉知委員さん、自由に。

【倉知委員】

ちょっと難しくて。

【瀬口会長】

難しく考えないで、普通に考えていただければ。

【倉知委員】

色というのはやはり個人個人の感覚で、これはちょっとと思う人とこんなんはいいんじゃないかって思う人と、すごく離れると思うので、その辺の中立的なものを多分これで求めていこうとされているのかなと思っているので、なかなか難しいかなと。

時々、民家の中でも、えっと思うような色の壁をしている人がちょこちょこみえるので、あれはどんなのかなとかっていうことを思うことはあるんですけど、それ以上はなかなか。

【瀬口会長】

確かにね、個人的なものですから、ところが多いのでね。

世界を見るとね、ありますよいろいろ。真っ赤な家が集まった地域とかね。それはそれなりに、漁港であったりして、遠くから無事に漁を終えて帰ってきたときに家が分かるようにという意味があるという説明をしているところがあります。その地域の方がどう考えるかですね。

それぞれのお住まいの地域の方ぐらいで判断するといいいのかもしれないですね。慌ててやってもなかなか難しいので。だから、極端なものはどうかなという形になっているんですね。

前回の会議で、数値がないと、定性的な言い方だと、境界のところと言えないと。だから、一応境界が数値的に言えるようにということでマンセル値というものを今回、さっきの説明でお示したので。各地で行われているので、参考にしてやっていただいていると思います。これもまたパブコメでいろいろ意見が出ればねと思います。

笹原委員さん、お願いいたします。

【笹原委員】

前回、いろいろ意見を出した中で、今回それを修正したような案となっておりましたので、今日出た意見もあると思いますが、おおむねいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

以上です。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

では、石田委員さん、お願いいたします。

【石田委員】

ありがとうございます。

今回から参加ということでございまして、質問になるかどうか恐縮なんですけれども、やすらぎみちのところの関係で景観の、要は進めていくということなんですけれども、玉林寺からずっと小牧山までの距離だと思うんですが、今回そこが指定なんです、そのほかというか、街並みの古いところも、下之町のあたりも一部、岸田家も古いんですけれども、そういったところの広がりというのは今後何か考えがあるんでしょうか。それとも、とりあえずやすらぎみちだけということでの考えでしょうか。どうでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

景観重点地区につきましては、今のところ、やすらぎみちのところをそういった景観重点地区として

小牧市のほうは指定させていただいて、景観を重点的に施策を、基準等も設けて進めているところです。

今後もそういった地区等が出てくるかというようなご意見だと思いますが、今のところそういったご意見等はございませんが、住民等の意識等で声が上がってくれば、またそういった地区を設ける可能性としては否定するものではないという形であります。

以上です。

【石田委員】

ありがとうございます。

【瀬口会長】

もっと積極的にやってほしいなという声もあるかもしれませんが。

前任者の方が盛んに、ほかの地区もあるんじゃないかと、候補地ぐらいは挙げておいてもいいんじゃないかっていう、その辺がちょっと、住民の方が、何で挙がっているっていう方がいるかもしれないし、挙げておけば説明もしやすいのかなと思ったりします。

ほかの市でこの景観重点地区に指定した場合に、その建造物を改修したり新築するときに助成金を出しているところがあるんですね。そうするとメリットがあるものですから。もちろん、嫌だという方は自由でいいんです。ある程度整っている地域については、そういう、少しプッシュするというやり方を取っているところもあります。それはそれぞれの行政の考え方ですので。皆さんのご意見はどうですか。行政というか、市民の考え方です。

ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。

お願いいたします。

【萩原委員】

これは質問です。勉強してくればよかったんですけど、本当に分からないので質問させていただきます。

先ほど、色のお話とかあったと思います。これは恐らく行為の制限に関する事項なんですけれど、今回、行為に関する制限がいろいろとなされる、また、景観条例が出てきて、またその規則等に基づいて行為の制限等を、市民の人たちにいろいろと、こういう協力をしてくださいという要請をするんでしょうけれど、その行為の要請というのは、これから先に建物を建てる人に行為の規制をかけていくのか、いやいや、そうじゃなくて、それ以前において、もちろん従来からある建物についても当然やっていくんだろうなという思いもある中で、それって結構大変だろうなと思いながら。これ、本当に分からなくて、ちょっと質問させていただきました。

「参考資料2」の7項をみると、行為の制限というのは、基本的に過去にも、今ある従来からの建物にも当然規制をかけていくのかな。そうすると、当然、従わないというか、その規制に協力できないという人もいるんだろうけれど、その中でどうやって履行を確保していこうとしているのか。この内容を見ると、罰則というか、勧告とか罰則というのがあると思うんですけど、そこへの協力をどのように求めていくのかというのにすごく興味があって、この点について質問させていただきます。

【事務局（丹羽課長）】

今回の制限に関しましては、このやすらぎみちのところで、先ほどもありました団体ですね、景観を

守る会というのが地元で組織されております。こちらのほうが、地元住民の方が参加していただいたところに、こういった規制等という形で一度投げかけております。ですので、そういった守る会の会を開催していただいて、そちらの会でも承認をされたような格好となっておりますので、住民の方とのトラブルは今後ないのかなと思っております。

また、既存の建物につきましても、今この基準等でですね、職員等も見確認をしております。そういった中で、既存不適格のものはないという現状であります。

【瀬口会長】

法律的には過去に遡及しない。だから、建築基準法で耐震基準が変わったとしますと、耐震基準が適合していない建築があったとしても、それは強制的に改修させることはないですよ、消防基準もそうです。ですから不適格は、つくり替えるときとか改修するときに協力してほしいと。景観法の法律に基づく、景観地区になると、勧告だとか違反者の氏名の公表等ができるんですけど、そこまでは今考えていないわけですよ、景観地区。

【事務局（丹羽課長）】

罰則に関しての適応という形ですか。

【瀬口会長】

はい。

【事務局（丹羽課長）】

そうですね。定められている罰則等はございますが、今のところは、今の不適合、不適格はないということから、今のところは対象がないという形です。

【瀬口会長】

ほかにはよろしいですか。

ちょっと私が気になるところだけ。

今の概要版を見せていただきましてね、資料1のこの記号なんですけど、地図記号をアイコン化し判別しやすくしましたって1ページの右のほうのページに書いてあるんですけど、地図記号は勝手に変えないほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

地図記号というのは公に出ているものですよね、お寺はお寺、神社は神社と。だから、三角をお寺にするとか、勝手に変えないほうがいいように思うんですよ。

それはどうしてかっていうと、やたら小牧市は神社が多いなと思ってしまう。全部、神社記号になっているから。お寺の記号と神社の記号は基本的には違うわけですよ。だから、見やすいという人もいるかもしれないけど、私は見にくい。同じようにですね、古墳と城址、お城の記号も違うんじゃないかと。だから、基本的には地図記号に準拠してほしいなと思うんですけど、どうでしょう。

【事務局（丹羽課長）】

地図記号等、もともと使われている記号等もございますので、少し検討させてください。

【瀬口会長】

それからですね、この概要版のところで、3ページって書いてあるところ、(2)良好な景観の形成に関する方針の下のところの方針が書いてありますよね、括弧書きで。それをまとまりのある地域ごとの景観って書いてありますけど、まとまりのある4つの地域ごとの景観とか、骨格や縁取りとしての4つの景観軸とか、特徴を有する2つのエリアとか、何か具体的に言ったほうが、市民が読んだときに、4つか2つかって、人によりますけど、数値的な把握ができるので。そこを書いたほうがいいんじゃないか。

そうすると、もし書くとする。その次は何といったときに、『住宅地区』、『工業地区』、『田園地区』と書いてある。景観軸については『道路』、『鉄道』、『河川』、『歴史』と書いてある。ここを少し文字を大きくしたらどうかなと思うんです。読んだときに一々全部読ませないで、ぱっと視覚的に情報が入るようにしていただけないかなと思うんですけれど。参考にしていればいいんです。

先ほど、岸田家の話が出ていました。岸田家の西側のところに尾張代官所跡が公園になっていますよね。と思うんですけど、これは景観計画の中に入っていますよね。史跡じゃないから入れてないのかもしれないけど、どういうふうに扱ったらいいですかね。史跡じゃないから入れないか、史跡に準ずるものも入れるか。どうですか、小牧代官所って小牧市にとっては重要な歴史的な場所ですよ。

【中嶋委員】

そうですね。そうですが、明確に残ってないんだと思います。

【瀬口会長】

残ってないけど、跡。看板が立っています。

【中嶋委員】

跡は、この辺というだけですね。本当はもうちょっと裏側で、人家が建て込んでしまっているというのが実態だと思うんですけれども。

【瀬口会長】

でも、あの看板があるわけで、建物の図もありましたよね、配置図みたいな。だから、ここなんだっていう。考古学の方は、1ミリもずれているとうるさいんですけど、うるさいこと言わずに、このあたりって言っても、市民にとっては歴史が分かっているんじゃないかなと思うんですけど、やっぱりまずいでしょうか。

【中嶋委員】

どうなんですかね。

【瀬口会長】

どなたかご意見。代官所跡を入れてもいいか、入れないほうがいいか。

これ、南部になるんでしたか、あるいは、中心部。何ページですか。岸田家だから、46ページかな、中南部地域の28のところですかね。割と中心部。40ページの小牧宿絵図の中には、下のほうに大きいところが、ここですかね。40ページの小牧宿絵図の。どうでしょう、ここですか。

【中嶋委員】

代官所はですね、昔の街道から一本入った奥側にあったんですね。ですから、今公園のようになっているというのは、たまたまいろんな条件があって、たまたまあその土地が空いたものですから、小さなポケットパークみたいな形で整備してあるんですけども、位置的にはもっと奥のほうです。

家が並んだその奥側に、代官所だとか小牧御殿跡とかね、そういう歴史的なものはあるんです。ただ、民家の中ということもあって、あまり PR してこなかったというのがあってと思います。

【事務局（丹羽課長）】

その辺は関係部署とも調整を取りたいと思います。

【瀬口会長】

街道を歩く人が最近増えているけど、厳密にやると何もなくなってしまう。

私の家の近くも、東海道があるんですけど、一里塚の跡っていうのがある。正確に言ったらここじゃないって言うんですよ、地元の人。でも、石碑が立っている。地元の歴史同好会みたいな人たちがつくってるんですよ。そこで歩いている人が写真を撮ったりしてるわけ。だから、解説板があったりして、ちょっと位置は違いますよと書いたらいいじゃないかと思ったりするんですけど。教育委員会にご相談ください。

ほかにありますか。大体よろしいでしょうか。

記号の点と、もうちょっと追加するところがあるかどうかというのがあって。よろしいでしょうか。それから行為の制限に関する事項っていうところがあって、景観重点地区と、先ほど萩原委員さんから説明がありました市民との協働というか、そういうものについて説明がありました。

よろしければ以上で、次のほうに移らせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題の（２）小牧市景観条例について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

それでは、議題（２）小牧市景観条例について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料４、小牧市景観条例の概要をお願いいたします。

景観計画を運用するために、景観法に基づき定める条例として必要な小牧市景観条例を新たに制定いたします。

資料左側をお願いいたします。これまでの経緯をまとめております。

本市は、平成１３年に小牧市都市景観条例を施行及び小牧市都市景観計画を策定し、良好な景観形成を図るための取組を実施しております。また、より積極的に景観行政に取り組むことを目的に、昨年６月に景観行政団体へ移行しております。

今後の予定といたしまして、景観法に基づく景観計画を策定し、計画を運用するために、景観法に基づき定める条例として小牧市景観条例を定めます。

資料の右側をお願いしたいと思います。条例の概要をまとめております。

①として、第６条には、景観法に基づく景観計画の変更等をしようとするときは、小牧市景観審議会の意見を聞いて定めることを規定しております。

次に、②として、第１１条から第１７条には、一定規模以上または景観重点地区内での建築物の新築

等の行為は、あらかじめ景観法及び本条例に基づく届出に関して定めております。

次に、③として、第18条から第21条には、景観上重要な建造物、樹木の指定基準などの規定を定めることとし、景観法に基づき、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めております。

次に、④として、第22条には、景観重点地区の指定に関する基準を規定しております。

次に、⑤として、第23条、第24条には、一定の地域における景観形成を図ることを目的として組織された団体を「景観団体」として認定することを規定しております。

次に、⑥として、第25条には、景観形成に寄与していると認められる建築物等の所有者等を表彰することなどを規定しております。

また、⑦として、第26条、第27条には、景観団体に対して技術的支援や運営に要する経費の一部を助成できることを規定しております。

最後に、⑧として、第28条から第30条には、市長の諮問に応じ、景観に関する事項を調査、審議させるために小牧市景観審議会を置くことを規定しております。

以上、簡単ではございますが、議題（2）小牧市景観条例についての説明とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

今説明いただきました景観条例について、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

【笹原委員】

まず、資料の4、概要のほうですが、左の一番下で「景観条例 4月公布・施行予定」となっているかと思うんですが、公布は恐らく3月の予定なので、「公布・」っていうところなしでもいいんじゃないか。「4月施行予定」だけでいいんじゃないかなというふうに思います。

それから今度、参考資料のほうで条例案ですが、附則のところでは当審議会のことの規定が附則で書かれているんですが、まず、経過措置の中で現在の都市景観審議会を景観審議会にみなすということなんですが、要は、経過措置ですので、この施行に関してその時点でこの審議会がどうあるべきかということの規定するだけですが、特に届出だけがなお従前で生きてきますので、あえて景観審議会をみなしたりする必要はないんじゃないかなというふうには考えております。よって、ここの規定は要らないのかなというふうに思っております。

ただ、今のこの現審議会が7年の7月31日に任期満了になりますので、4か月間ということになりますが、あえて4月1日に改めて新しい景観審議会委員を任命すればいいんですが、手続的に難しいんですかね。それだけかなと思います。

多分、現委員が引き続きやるということであるならば、再度、4月1日付けで景観審議会委員として任命すれば、特に附則で審議会のことを書く必要はないかなというふうに思っています。

どちらにしろ、報酬のほうも切り替わっちゃうので4月に、7,700円払えなくなるような気がしますので、少しまたその辺は検討いただきたいと思います。

以上です。

【事務局（丹羽課長）】

今の条例の附則に関しましては、こういった形が一番いいのか精査をかけていきたいと思います。

【瀬口会長】

ありがとうございました。
ほかにはどうでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

今の公布・施行予定のほうについては、修正をかけたいと思います。

【瀬口会長】

よろしくお願いいたします。
条例の内容等についてはご意見ございますか。
石田委員さん。

【石田委員】

勉強不足で恐縮でございます。

景観団体ということで第3章にあるんですけれども、現在ですね、そういった活動をされているような団体がお見受け、私よく存じ上げないんですけど、あるかどうかということと、今後どのように広げていって周知させていく予定があるかどうかということをお尋ねします。

【事務局（丹羽課長）】

先ほど、やすらぎみちのところで、景観を守る会といったものが今現在も団体として登録をされているところであります。ですので、今後も、そちらのほうに関しましては、新しい条例を引き継いだ形で景観団体として活動していただくような形を今のところしております。

また、今後も、そういった市内で景観団体等ですね、民間組織等ございましたら、こういった条例に基づき認定のほうは考えていきたいと思います。

【石田委員】

具体的にどんな活動をされているんでしたっけ。

【事務局（丹羽課長）】

具体的にはですね、現段階の条例の中では景観重点区域の中で、建築物だとか構造物等を触る場合には届出が必要となっておりまして、そちらのほうで市のほうに一旦届いてきた段階で、その守る会のほうに評価をしていただいているといったことが主な内容になります。

あと、地元でですね、こちらの守る会については、ボランティア活動等で清掃活動なども行っている状況です。

【石田委員】

分かりました。

【瀬口会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

条例ですから、また議会のほうでいろいろご意見等あるかと思いますが、一応、この計画を定めると市民の協力も得ることができるし。景観重要建造物なんかも、文化財になかなか指定がしにくいので、景観重要建造物に指定して守っていただくと。場合によっては、行政によっては補助金を出したり、経費が要るので、技術的な支援だとか、経費の一部を負担するとかっていう。これは景観重要樹木も同じですけど、そんなこともやっていることがあるし、景観重要公共施設については、河川とか道路について少しレベルの高い整備をしようと思うと、いろいろ県とか国に調整ができる可能性もあるというふうになっていくかと思います。

よろしいでしょうか。

それですと、議題（１）と議題（２）が終わりましたので、皆さんからこの案について、一部修正が先ほどありました。それから、私のほうからも記号についてお願いしたので、これは事務局と私のほうに一任させていただいてよろしいでしょうか。大幅に変えるということはないので、今ありましたことを中心に修正してパブリックコメントにかけさせていただくということで、この案に対し、この会議で了承されたということですのでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、一任ということで、案を修正していただきたいと思います。

それでは、日程のその他、第３でございます。事務局から何かありましたらお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

その他といたしまして、３点ご連絡をさせていただきます。

１点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。その後、瀬口会長及び本日の議事録署名者でありますお二人にご署名をいただき、市のホームページにて公開をさせていただきます。

２点目としまして、今後のスケジュールについてでございます。

本日いただいた意見を踏まえた計画案について、１１月初旬から１か月間パブリックコメントを実施いたします。その後、１２月末頃に第３回目の審議会を開催し、パブリックコメントの実施結果及び最終計画案をお示しし、翌年２月に計画の公表を予定しています。

第３回審議会の日程が決まりましたら、開催通知をメールにてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、交通安全についてのお願いであります。

交通安全には気をつけていただいているとは思いますが、横断歩道は歩行者優先であります。車を運転される際には、歩行者等の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

会議録の確認、公表、それからスケジュールですね、よろしくお願いいたします。

本日の皆様方からのご意見を参考に、計画案及び条例案について作成を進めていただきたいと思います。

その他、全体を通しまして委員の皆様から小牧市の景観について何か、ご意見、ご質問があれば伺いしたいと思います。どうでしょうか。まだ１時間残っています。

【倉知委員】

くだらないことかもしれませんが、ちょっと分からないので教えてください。

資料3の46ページから、いろいろな神社とか書いてあると思うんですけども、赤字で書いてあるのは何か意味があるのでしょうか。ちょっとその辺が。

【瀬口会長】

文章のほう、赤字で書いてあるの。前回から修正したということですかね。

【事務局（丹羽課長）】

前回資料からの修正箇所が赤書きとなっております。

以上です。

【瀬口会長】

よろしいでしょうか。

ほかには、全体を通して何かご意見ございますでしょうか。

100年経って少しずつよくなっているかどうか。今後の100年後もまた、やっぱりいい環境に住むことができたなというふうになるということでこれをつくっておりますので。よろしいでしょうか。

それじゃ、全体を通して、皆様方またお気づきの点をご指摘いただきたいと思います。以上をもちまして本日の日程を全て終了とさせていただきます。

これをもちまして、令和6年度第2回小牧市都市景観審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。